

論 説

落雷事故と損害賠償責任

—学校の課外活動中の事故を中心に—

長 尾 英 彦

は じ め に

1. 問 題 の 視 角
 2. 判 決 の 内 容
 3. 検 討
- お わ り に

は じ め に

高校のサッカー部に所属する生徒が、校外でのサッカー大会の試合中に落雷事故に遭い、一命をとりとめたものの重度の障害が残り、引率教諭の注意義務違反等を根拠に損害賠償請求を行っていた、いわゆる「土佐高校事件」[以下単に「本件」と記す]において、最高裁判所第2小法廷は、平成18年3月13日、引率教諭の予見可能性や注意義務違反を肯定した上で、事案を原審に差し戻すこととする判決を下した(判例時報1929号41頁⁽¹⁾)。

2 (2) 落雷事故と損害賠償責任(長尾)

この事件について、1審(高知地判平15.6.30判例集未搭載)、控訴審(大阪高判平16.10.29判例時報1913号66頁)は、高校側の債務不履行責任・不法行為責任を否定していた[後掲]が、最高裁に至って、一転、原告の主張が認められたこととなる⁽²⁾。

しかしながら、後述するように、いわゆる学校事故においては、社会一般における事故とは異なった様々な複雑な要素を含んでおり、特に本件においては、通常の校内等での練習とも異なる競技大会中での事故という事情がある。筆者は、これらの諸事情に鑑みた上で、結論としては最高裁判決に対して疑問ありとするものであるが、なお、判断に迷う点も少なくないので、同種・同類のいくつかの事例とも比較検討のうえ、追究してみたいと考える。

1. 問題の視角

わが国では古来より「地震、雷、火事、親父」などと言われ、雷(落雷)は非常に恐ろしいものとされてきた。なるほど、落雷は、地震ほど被害は(一般に)広範囲には及ばないけれども、人間がひとたび雷に打たれる(落雷事故)と一瞬にして生命を奪われてしまう可能性が高いし、死に至らないまでも重い障害が残ることが多い。また、人間が注意すればかなりの程度回避可能な「火事」(あるいは、交通事故等もそうか)のような事故とは異なり、落雷という事象そのものは人力(人知)では防ぎようがない、いわゆる「天災」なのである。

しかし他方、「落雷」そのものは防げなくとも、屋内に避難する等の方法により人的被害を防ぐことは可能である。雷は、地震のようにいついかなる時に起こるか予測できない、というのではなく、通常、何らかの前兆(降雨、黒雲、雷鳴等)があるものと考えられているからである。ただ、このような前兆がわずかでも知覚されたら、全ての屋外での活動・行動を直ちに中止しなければならないのか、と言われると、これ

はまた別問題であろう〔後掲：控訴審判旨など〕。他方、学校での課外活動に関していえば、一般社会人の活動とは異なり、たとえば、顧問・引率等の立場にある教員がその場の具体的事情に即してどのような判断・指示を行なうか（行いうるか）、にかかってくる部分が大い、等の特殊性があるように思われる。

2. 判決の内容

〔事実関係〕

X₁（原告・控訴人・上告人）は、平成8〔1996〕年当時、学校法人Y₁（被告・被控訴人・被上告人）の設置する私立A高等学校に1年生として在学し、同校サッカー部に所属していた。

Y₁は、課外のクラブ活動の一環として、平成8年8月、大阪府T市の運動広場〔以下「本件グラウンド」と記す〕で開催される第10回Dサッカー競技大会〔以下「本件大会」と記す〕に同校サッカー部を参加させ、その引率者兼監督をB教諭とした。

本件大会の主催者である財団法人Y₂協会（被告・被控訴人・被上告人）は、大阪府教育委員会の認可を受けて設立された、スポーツ振興等を主目的とする団体であるが、その加盟団体でありいわゆる「権利能力なき社団」であるC連盟に、D実行委員会を設置させて、本件大会を開催した（本件グラウンドは、その管理者であるT市からY₂が貸与を受けており、本件大会のパンフレットには、主催者として「財団法人Y₂協会C連盟」と印刷されていた）。

8月13日の第1試合（A高校が出場する試合の1つ前の試合）が開始された午後2時頃には、本件グラウンド上に雷雲が現れ、小雨が降り始め、遠雷が聞こえていた。同試合が終了した午後3時頃には上空に暗雲が立ち込めて、ラインの識別が困難なほどの豪雨があった。また、3時

4 (4) 落雷事故と損害賠償責任(長尾)

15分頃には、大阪管区気象台から雷注意報が発令されたが、大会関係者はこのことを知らなかった。

A高校が出場する第2試合が始まった午後4時半頃には雨が止み、上空は明るくなりつつあったが、遠くの空では雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起こるのが目撃されていた。B教諭は、稲光の4、5秒後に雷鳴があれば雷は近くなっているものの、それ以上間隔が空いていれば落雷の可能性はほとんどないと認識していたため、落雷の可能性があるとはいえなかった。

4時35分頃、A高校側ゴールから見て左サイドにボールが上がり、両チームの選手がそこに集まり、X1のみが右サイドのスペースを駆け上がって走り始めたところ、X1に突然落雷し、X1はその場に倒れた(以下「本件事故」又は「本件落雷事故」という)。

X1は救急車で搬送され、一命を取りとめたものの、視力障害・両下肢機能全廃・両上肢機能の著しい障害等の重度の機能障害が残り、A高校も退学せざるをえなくなった。

X1とその両親X2 X3、兄X4らは、Y1に対して、X1を危険から保護するため万全の配慮をする義務を怠ったなどとし、債務不履行・不法行為に基づく損害賠償を請求した。

[1 審判決・控訴審判決]

1審判決は、B教諭において選手に落雷することを予見することが可能であったとはいえず、また、そのことを予見すべき義務があったとまではいえない、として、B教諭の予見可能性と予見義務違反を否定した。また、Y1が天候についての知識を教授する機会を設けず、個々の試合参加に際して天候に関する注意喚起を行わず、避雷法の知識も欠けていたB教諭に引率させた点についても、B教諭は長年サッカー競技の経験があり、野外スポーツの危険性について一般的な知識を有していたも

高校生に落雷直撃

大阪サッカー試合中、重体

十三日午後四時三十五分ごろ、大阪府高槻市番田二丁目の南大極運動広場で、高校生のサッカー大会に参加していた高知市仁井田、私立土佐高校普通科一年の

サッカー部員■さん(二)が、試合中に落雷の直撃を受けた。■さんは救急車で同市内の病院に運ばれたが、落雷が左わき腹から両足にかけて抜けてお

り、意識不明の重体。グラウンドには計八チームの選手や関係者を含め約二百人がいたが、■さん以外にけが人はなかった。大阪府警高槻署の調べに

よると、■さんの所属する土佐高校チームと大阪府内の選抜チームの試合が始まって約五分後、突然、落雷に見舞われた。雨はやんでおり、審判が退避するよう指示したが、■さんだけがうつぶせに倒れていたという。

のであるから、安全配慮義務違反とはいえない、とした。

控訴審判決も、基本的に1審判決の主旨を是認した上で、以下のように判示した。

「……雷注意報の発令や遠雷は、それ自体は具体的な落雷被害の発生を当然に意味するものではなく、社会通念上も、雷注意報が発令されたり、遠くで雷が聞こえたりしていることから直ちに一切の〔屋外における＝引用者注記〕社会的な活動を中止あるいは中断すべきことが当然に要請されているとまではいえない……。」

参加生徒の1人がB教諭に「こんな状態でもやるのですか」と尋ね、競技続行に不安を告げられたにもかかわらず、これを放置し、「落雷事故防止の措置をとろうとしなかった〔が〕……この生徒が上記のように尋ねたのは、落雷事故を懸念したというよりも、降雨の影響で足をとられ、選手同士が接触・転倒する等の事故を懸念したためであると認められるから」〔、〕同生徒の「上記発言があったからといって」B教諭において「本件落雷事故を予見する義務を怠ったということはできない。」

「……むしろ、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったと考えられ、平均的なスポーツ指導者においても、この認識を超えて上記知見を具有すべきであったと認めることはできない。」

〔落雷事故について注意を促す文献は種々あるものの〕「上記冊子において、落雷事故として紹介されているのは、毎年1件程度であり、しかも落雷事故の発生状況・態様は、各事例毎に千差万別ともいえるべきものであって、本件における具体的状況下に当てはめて、落雷事故発生の具体的危険性の認識可能性を判断するための資料とするには、不十分である。……本件の状況下において、平均的なスポーツ指導者が落雷事故発生の具体的危険性を認識することが可能であったと認めることはできない。」

「……雷注意報は非常に発令回数が多く、それが発令されたからといっ

て本件グラウンドの具体的危険性が明確に覚知できるようなものではないから、本件落雷事故を直ちに回避できるという関係にはない。」

「……本件においては……〔B教諭〕において本件フィールドの選手に落雷することを予見することが可能であったとはいえないというべきであるから、〔B教諭〕が〔相手チームの監督〕あるいは主審らとの間において競技実施手順を確認し、気象状況の悪化に伴う競技の中断・中止のルールを協議していたとしても、本件落雷事故を阻止し得ることにはならなかったというべきである。」

「以上のおりであって、被控訴人学校法人及びその履行補助者兼民法715条の被用者である〔B教諭〕が安全配慮義務を尽くさなかったとする控訴人らの種々の主張は、いずれも理由がないといわざるを得ないから、被控訴人学校法人に債務不履行責任あるいは不法行為責任があるということはできない。」

(なお、本件グラウンドを管理するY₃〔T市〕の国賠法2条上の責任の有無については、本件グラウンドがとりたてて落雷を招来するような構造ではなく、避雷針や避雷舎を設置していなかったこと〔のみ〕で設置の瑕疵があったとはいえない、などと判示して、これを否定した。)

〔上告審判決〕

ところがこれに対し、最高裁第2小法廷は、B教諭において、落雷事故発生危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反があったと判示し、更に審理を尽くさせるべきとして、事案を原審に差し戻した。上告審判決は以下のように述べた。

「……前記事実関係によれば、A高校の第2試合の開始直前ころには、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった雷雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたというのである。

8 (8) 落雷事故と損害賠償責任(長尾)

そうすると、上記雷鳴が大きな音ではなかったとしても、同校サッカー部の引率者兼監督であった[B教諭]としては、上記時点ころまでには落雷事故発生危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら、上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載等の内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはならないからである。」

なお、原審は、C連盟(サッカー連盟)が本件大会の主催者であり、Y2(T市体育協会)は主催者ではない(事故について責任を負わない)と判示していたが、最高裁は、T市より本件グラウンドの貸与を受けていたのはY2であり、本件大会のパンフレットには主催者として「財団法人Y2協会C連盟」と記載されていた[前述]ことなどを理由に、「被上告協会[Y2]は本件大会の主催者であると推認するのが相当である」と判示した。

そして、「[B教諭]が落雷事故発生危険を具体的に予見していたとすれば、どのような措置を執ることができたか、同教諭がその措置を執っていたとすれば、本件落雷事故の発生を回避することができたか、被上告協会が本件大会の主催者であると推認するのが相当といえない特段の事情があったかなどについて、更に審理を尽くさせるため、上記部分につき、本件を原審に差し戻すこととする」との結論を示した。

3. 検 討

(1) 前 例

本件の最大の論点は、課外活動の責任者たるB教諭において落雷事故発生の予見可能性があったか、また、予見義務があったか、という点にあると思われる。後述するように、学校の課外活動中の落雷事故については前例がいくつか存在するが、教員の責任が肯定されたのは珍しい事例ではないかと思われる（筆者の知る限り、落雷事故に関して教員〔ないし、学校側〕の損害賠償責任が認められた先例は無い）。

とりあえず、前例を見てみることにする。

[事例①]

昭和30(1955)年8月3日午後3時頃、長野県西筑摩郡神坂村〔当時〕の富士見台高原でキャンプ中の同村の中学の生徒(引率教員1名)が突然の雷雨に見舞われ、数班に分かれて天幕内に退避したところ、天幕の1つに落雷し、生徒4名が感電即死、引率教員を含む数名が火傷などを負った。寒冷前線の急速な南下で(東京では、1時間に気温が9度下がるなどした)各地に時ならぬ雷雨・強風がもたらされたもので、予測不可能の災害と見られた。

[事例②]

昭和42(1967)年8月1日午後1時すぎ、北アルプス西穂高岳独標付近を登山中の長野県松本深志高校の生徒の列(引率教諭4名、生徒43名)に落雷があり、感電あるいはショックで崖下に墜落するなどして、11名の死者、数名の重軽傷者を出した。この事件は、学校の課外活動中の落雷事故の前例としては最も著名なものである⁽³⁾。同月4日、長野県警は、「引率の教員に過失があったとは認められない」という結論を出した。

10 (10) 落雷事故と損害賠償責任(長尾)

引率教員は天候の悪化を予想し、行程を早めるなど適切な指示を出しており、遭難現場は険しい場所で、たとえ危険を感じたとしても直ちに避難することは不可能、などの状況があった。

[事例③]

昭和59(1984)年7月20日午後3時頃、愛知県瀬戸市すみれ台の市立小学校グラウンドで、同校野球部が練習中、ピッチャーマウンドと一塁ベースの中間付近に落雷し、生徒2名(投手、一塁手)が仰向けに倒れて意識不明となった。2人は救急車で病院に運ばれ、1人はまもなく意識を回復した(他の1名がどうなったかは未確認)。

[事例④]

昭和62(1987)年7月15日午後2時すぎ、愛知県春日井市の中学校グラウンドで、同校のサッカー部員が練習中、落雷があり、同部員他生徒十数名が倒れた。生徒は病院に運ばれたが、うち1名が翌16日朝死亡した。サッカー部は19日に試合を控えており、雨の途切れた間を利用して練習中のところだった。

[事例⑤]

昭和63(1988)年7月12日午後1時前、福岡県豊前市求菩提山の頂上付近の杉の大木に落雷があった。同所では、キャンプに来ていた大分県行橋市の中学校の生徒・教員らが、雨が上がるのを待って休憩中であったが、落雷した杉の木の下で休んでいた教員・生徒16名が火傷などの重軽傷を負い、うち6名が入院した。一行は、生徒間や教員との親睦を深める「ふれあいキャンプ」に来ていた。出発時は晴天であり、雷注意報が発令されたのは一行が出発した後であったことが判り、豊前署は「学校側に過失責任はない」とした。

〔事例⑥〕

昭和63(1988)年8月24日午後2時20分頃、大阪府寝屋川市の市立小学校グラウンドに落雷があり、夏休み中の水泳指導を受けて下校しようとしていた同校の生徒3人が倒れた。うち1人が死亡し、他の2人も火傷などの重傷を負った。水泳指導中に雷雨になったため、指導教諭は生徒を教室に引き上げさせて着替えをさせ、「雷雨が止むまで待っていなさい」と指示していたが、数名の生徒が帰宅しようとしてグラウンドに出たところで被災した。

(2) 引率等教員の注意義務・安全配慮義務

学校教員は、その教育活動において児童・生徒の安全を保持する義務を負う。これは、正規の授業時間内に止まらない。クラブ活動のような課外活動中であっても同様であろう。⁽⁴⁾その安全配慮義務・注意義務の内容・程度は一概には示すことはできず、活動の種類・内容、実施される場所・時間、当該活動の趣旨、参加する児童・生徒の学年・年齢等によって変わってくるものであるが、基本的に小・中・高校における活動であれば、少なくとも最終的には顧問・監督・引率等の担当教員ないし学校の指示に従って活動することになるのが通常であるように思われる。

しかし他方、クラブ活動中の事故を防止できなかったからといって、あらゆる場合に担当教員が責任を負うわけではない。事故発生についておよそ予測不可能な場合、すなわち、防ぎようのない突発的な事故としか考えられないような場合においては責任を負わないとされる。さもなくば、担当教員に対して、「クラブ活動中の生徒に常時立ち会って監督をすべし」などというような、およそ非現実的で過重な負担を強制することになりかねないからである。⁽⁵⁾

こうした一般的な考え方は、校内での活動においてのみならず、今回の事故のような校外における活動(運動部の対外試合等が典型であろう

が)にもあてはまるように思われる。ここにおいて、校外での活動の場合は(通常的环境と異なり、何が起こるか判らないので)上記の注意義務の程度はより高まる、という考え方も見られる⁽⁶⁾。そうした見解はもちろん、それはそれとして理解できるが、ただ、教員・生徒とも(普段から事情をよく知っている自校内と異なり)校外においてはその分不案内であるわけであるから、予期しなかった突発的な事態というものも当然ありうると思われる。それら全てについて適切に対処することを教員に対して要求することが、時として酷なことにならないか。以上の点をまず提起しておきたい。

(3) 落雷事故発生の予見可能性・予見義務の有無

今回の事例に関する各評釈・解説類を見てみると、事故発生直前までに降雨などがあり、雷鳴も聞こえていた、等の状況から、引率教諭には予見可能性・予見義務があった、と考える(最高裁判決を支持)ものが多いようである⁽⁷⁾。これらの見解の主要な根拠の1つとされているのが、事故発生当時までに出版・公表された書物において、「落雷事故防止のためには、少しでも雷鳴が聞こえるなどしたらすぐに屋内に避難しましょう」などと注意を呼びかけるものが多数あった、という点である⁽⁸⁾。

しかし、異なった見方もある。最高裁判決に対して疑義を唱えられる平井一雄教授が調査されたところによると、これらの書物が、運動部の監督・引率等担当教員に推薦されたり、学校に備えられてすぐに読める状態になっているか、となると、そうではない、というのが現状らしいのである⁽⁹⁾。とすれば、上記のような書物の存在から、端的にB教諭に予見可能性・予見義務有りとはいえないのではないか、とも思われる⁽¹⁰⁾。

さらに、学校活動の現場において、あるいは社会一般において、上記のような考え方が実際的かどうか、も考えてみる必要がある。なるほど、確かに、「少しでも雷鳴が聞こえたら、すぐに屋内に避難する」という

方針に従っていけば、落雷事故は防止できるであろう。しかし、控訴審判決が指摘するように、「社会通念上も、雷注意報が発令されたり、遠くで雷が聞こえたりしていることから直ちに一切の社会的な活動を中止あるいは中断すべきことが当然に要請されているとまではいえない」と思われる。野球やサッカー等において、多少の降雨があっても試合を続行しているケースは、現実には珍しくないのである。

学校事故（本件のような、校外での事故も含まれよう）の事例においては、どうしても、教員が児童・生徒の安全を守るべきだ、という観念が前提として存在しているために、いったん事故が発生してしまうと、直ちに担当教員ないし学校側が非難され責任を問われることになりがち傾向がある（この点、一般社会における事故と少し事情が異なると思われる⁽¹¹⁾）。しかし、担当教員にこうした過重な負担を課すことは、本件のような課外の活動の引率・監督等を引き受ける教員に萎縮的な効果をもたらし、つまるところ、児童・生徒の自主的な活動の可能性を狭めてしまうことにならないか、と危惧されるのである⁽¹²⁾。

上述の事例②、⑤は、登山中の事故である。登山という課外活動は、もちろんその程度や内容にもよるが、道に迷うとか滑落等の危険を内在的に含んでいるものといえ、被雷というのもその1つかもしれない。しかし双方とも、教員や学校側の責任は無いとされているのである。これに対して、サッカーという競技に落雷事故の危険が内包されているとは通常考えないであろう⁽¹³⁾。本件の場合、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴も遠のきつつあったという。落雷事故発生⁽¹⁴⁾の危険は減弱した、と考えたことが——それは、確かに結果的には誤っていたことになろうが——果たして、「違法」とまで評価できるのかどうか。筆者の見るかぎり、いささか結果論的な雰囲気⁽¹⁴⁾がなきにしもあらず、という印象を受けるものである。

(4) 事故の回避可能性

仮に、B教諭が落雷事故発生危険有りとして認識していたとして、本件事故の回避可能性はあったのであろうか。

サッカーの試合を行なう場所である以上、当然、ある程度の広さを有した開けた場所であるはずである。本件グラウンドには避雷舎もなかったという。そうすると、試合を中断していたとしても、避難するスペースもないことになる。上述の事例②でも、遭難現場は稜線の険しい場所で、たとえリーダーが危険を感じたとしても避難する場所もなかった、という点がまさに指摘されている⁽¹⁵⁾。

また、B教諭が、審判らが試合を続行しているにもかかわらず強引に自チームの選手を引き上げさせる、ということは、そもそも現実に可能なのであろうか。審判が未だ試合の中断・中止を宣告していないにもかかわらず、選手を引き上げさせれば、当然「試合放棄」の負けである⁽¹⁶⁾。当時、選手たちは皆、負けになってもよいからプレーをやめたいと思っていた、などという記録はないし、おそらく、そのようなことを考えていた選手はいないであろうと推測する(スポーツ選手である以上は当たり前であろう。上述のとおり、「こんな状態でもやるのですか」と言った生徒も、落雷事故の危険を具体的に指摘したものとはまではいえないであろう⁽¹⁷⁾。控訴審判決が指摘するように、むしろ、プレーそのものへの支障を心配した言葉であった、と考えるのが自然なのではないか)。

本件D大会の試合は、インターハイ等の公式試合ではなく、対外練習試合に近い性格のものであった、ということも、「だから放棄してもよかったのだ」という主張とは結びつかない。上述の事例④は、サッカー中の事故という点で、本件とは最も類似性が高い。④の場合は、対外試合などではなく校内での一般的な練習であったわけであるが、それでも、市教育長の「……豪雨の直後でパッと晴れており、[試合が数日後に迫り、練習を＝引用者注記] 待ちかねていた子供たちをどこまで指導でき

たかは難しい状況だったと思う」というコメントが付せられている。⁽¹⁸⁾ 本件のような背景下で、B教諭に対して、選手を引き上げさせなかったことを「過失」として論難することは、酷ではないのか、という印象を抱くものである。

筆者は、B教諭よりも、むしろ、試合を続行したC連盟（及び、現場のC連盟側の責任者）の判断に問題はなかったのか、と考えるものである。この点に関連して次項で少々言及したい。

(5) その他の論点

C連盟のみならず「Y2協会」も主催者として事故について責任を負うか、については、筆者は門外漢であるが、結論としては肯定してよいのではないかと考える。

確かに、大会運営事務を実質的に行っていたのはY2協会の傘下にあるC連盟であったであろう。しかし、Y2協会が大会パンフレット中に「Y2協会C連盟」という形で主催者として名のり、組織的に見てもY2協会がC連盟（ら）の活動を監督する地位にあったと見られること、本件グラウンドをT市から借用したのも「C連盟」ではなく「Y2協会」であったこと等から考えても、Y2協会も責任を負ってしかるべきかと思われる。⁽¹⁹⁾

したがって、（もとより筆者は、本件事故が予測可能性があったといえるかどうか、疑問を持っているが）もしも事故の予測義務違反をいうのであれば、B教諭、C連盟側の現場の責任者のみならずY2協会も責任を負ってしかるべきということになるであろう（このことは、別段、C連盟がいわゆる「権利能力なき社団」であることとはさほど関係がないように思われる）。

特に、基本的な権限が自チームの統率に限られるB教諭に対し、大会の主催者は（天候等の事情も含め）全体的な状況を見たうえでのその場

その場の適切な判断が求められるはずである。本件の場合でいえば、主催者が雷注意報が発令中であることを知らなかった、ということは、批判されるべき点があるであろう。強いて、本件事故の回避可能性をいうのであれば、たとえば、主催者側が、雷鳴が完全に聞こえなくなるまで試合を中断させる、等の措置はとりえなかったのか、というような言い方もできるのではないか。筆者としては、B教諭の不作為を論難するよりも、まだそちらの方が現実味があるように思われるのである。⁽²⁰⁾

おわりに

以上のように、筆者は、本件事故の予見可能性があったといえるか、となると、いささか疑問を感じるのであるし、もしも予見可能性が肯定されたとしても、その場合はB教諭（及びA高校側）のみならず、C連盟、Y2協会の責任についても一層検討する必要があるのではないかと思われる。

筆者が判決文を読むかぎり、B教諭は落雷事故及びその防止について特別の知見は有しておらず、事故当時も、落雷事故発生防止については、率直に言ってさしたる関心は払っていなかったのではないかと推測される。そのこと自体は必ずしもほめられたものではないが、だからといって、当時の（少なくとも）平均的なスポーツ指導者を基準として考えた場合に、B教諭において過失（違法）があるとまで断定できるか、となると、筆者は躊躇せざるをえない。⁽²¹⁾ただ、そのことは決して、Xの救済について考えなくてよい、ということでないのは当然である。本件のような学校教育活動中の事故、教育の一環としての活動中の事故については「無過失責任主義に基づく補償制度を完備することが望ましい」と考⁽²²⁾えられる。

当初の予定としては、国賠法1条上の「過失」概念の内容（もしも公立学校であれば、こちらの方が問題となろう）と本件で裁判所が認定し

た予見義務違反の内容との比較・分析を行なうつもりであったが、時間の関係上なしえなかつた。⁽²³⁾別稿の機会を待ちたい。

[註]

- (1) 本件最高裁判決の評釈・解説として、伊藤進・季刊教育法149号50頁，同『問答式 学校事故の法律実務 Ⅰ』570ノ2頁，平井一雄・私法判例リマークス35号(2007下)30頁，奥野久雄・判例評論578号15頁，小賀野晶一・判例地方自治287号42頁，吉田勝光・『スポーツ六法2007』(信山社)896頁など参照。
- (2) 本件1審判決の評釈として，津田玄児・季刊教育法138号56頁，橋本恭宏・同140号41頁など参照。
- (3) 事故の状況の詳細については，週刊朝日・昭和42(1967)年8月18日号16頁など参照。
- (4) 「トランポリンけんか事件」最高裁判決(最判昭58.2.18判例時報1074号52頁)は，「課外のクラブ活動であっても，それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上，その実施について，顧問の教諭を始め学校側に，生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない」と述べる。
- (5) しかしながら，前註最高裁判決は続けて，「何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別，そうでない限り，顧問の教諭としては，個々の活動に常時立会い，監視指導すべき義務までを負うものではないと解するのが相当である」と判示した。この事件も，生徒間でたまたま発生したけんかによる負傷をめぐるもの(クラブとしての活動そのものの危険とは無関係)であり，顧問の教諭の責任を問うのは酷な事案と思われる。
- (6) 前掲(註1)伊藤進『学校事故の法律実務Ⅰ』[570ノ4頁]参照。
- (7) この点を最も強く主張されるのは，前掲(註1,2)伊藤進教授，津田玄児弁護士であろう。
- (8) 詳細は，判例時報1929号41頁[43頁]を参照。
- (9) 平井一雄・前掲(註1)評釈[32頁]参照。
- (10) 平井一雄・同前[32頁]は，学校が教諭に対し，落雷事故防止について専門的知識を教授する機会を特に設けておらず，注意喚起もしていない，ということも，「高校教育の現場においては，必ずしも特殊な状況である

とはいい得ないのではないか」と指摘する。

この点、橋本恭宏教授は一審判決を批判され、「予見の対象を具体的なものに限定することはかえって危険で」とあり、「予見の対象は抽象的なもので満足しなければならない」と述べられた上で、本件のような場合に教員に要求される注意義務は、「事故を未然に防止すべき高度の注意義務」である、とされる。前掲(註2)評釈[44-45頁]参照。奥野久雄・前掲(註1)評釈[18頁]が、最高裁判決は「平均的なスポーツ指導者のそれではならず……より一層高度なものを措定しているもの」と把握されるのも同趣旨か。

但、橋本教授の検討対象の1つに「木曾駒ヶ岳遭難事件」最高裁判決(最判平2.3.23判例時報1345号73頁)が挙げられているが、もともと種々の危険を内包していると考えられる登山と、サッカー競技とではかなり事情が異なってくるのではないかと思われる。

- (11) 拙稿「学校事故と国賠法の解釈」中京法学25巻2・3合併号(平3)1頁[6頁, 12頁]。鍋山健「学校事故と不法行為責任」『裁判実務大系⑩不法行為訴訟法(2)』(青林書院, 昭62)207頁以下[217頁]は、学校における課外の部活動中の事故が難解であることの理由として、「課外の部活動の法制が不明確なこと」と「萎縮しない部活動のあり方と被害者救済の狭間に立って多種多様な具体的安全義務の価値基準を[判例が]統一的に把握しかねていること」を指摘する。
- (12) 阿部泰隆『国家補償法』(昭63, 有揖閣)163頁も同旨か。
- (13) 平井一雄・前掲(註1)評釈[32頁]参照。
- (14) 但、津田玄児・前掲(註2)評釈[59頁]は、「空も一部明るくなっていった」という事実認定は、証拠と合致していない旨を指摘している(紹介に止める)。
- (15) 伊藤進・前掲(註1)季刊教育法149号評釈[55頁]は、「——生徒を屋内に移していれば本件落雷事故に遭遇することがなかったことは明らか」とする。しかし、ここでいう「屋内」とは何を指しているのか、不明である。ところで、平井一雄・前掲(註1)評釈[33頁]は、事故発生時に「A高校側ゴールから見て左サイドにボールが上がり、両チームの選手がそこに集まり、X₁のみが右サイドのスペースを駆け上がって走り始めたところ[被雷した]」という認定事実から、『駆け上がって走り始めた』というのであるから、X₁は他の者よりも高い所に位置していたと推測できる。……1人高所に居ればその者に落雷の危険が生じうる……」と述べ、「X₁が自ら招いた危険という要素もあるのではないか」と述べる。しかし、サッカーを行なうグラウンドであるから、その中に高低があるはずはない。こ

20 (20) 落雷事故と損害賠償責任(長尾)

ここで「駆け上がる」と言っているのは、「自チームのゴールの側から相手ゴール側へ攻めていく」という意味ではないのか。とすれば、平井教授は何か勘違いをされているのではないであろうか。

- (16) 事故発生当時、雨はやんでいたというのであるから、審判が試合を中断させるはずはない。たとえば、野球では、試合放棄は無条件で「9対0の負け」とされる。
- (17) 津田玄児・前掲(註2)評釈[60頁]は、B教諭が当該生徒の発言を顧慮しなかった点について、子どもの権利条約(12条1項、自由に自己の意見を表明する権利)との抵触を示唆している。しかし、当該発言が、同条約のいう「意見」といえるかどうかは検討の余地がある。
- (18) 中日新聞昭和62(1987)年7月16日朝刊23面。
- (19) 同旨、小賀野晶一・前掲(註1)評釈。小賀野教授は、第三者に対する「一種の表示責任」とされる。
- (20) 鍋山健・前掲(註11)論文[218頁]は、「(判例が)部活動担当教諭の個人過失のみに着目して管理過失を問題としないきらいがある」と分析する。本件は校内での活動ではないので文脈は異なるが、筆者の問題意識と共通するものがあるように思われる。
- (21) 本件のように、B教諭の全面的な指揮監督下でない状況下での事故については、B教諭の予見義務違反だけでは直ちに過失を認定することができなかつたのではないか。同趣旨の推察について、伊藤進・前掲(註1)季刊教育法149号評釈[53-54頁]参照。しかし、伊藤進・同評釈[54頁]は、たとえ主催者が試合を続行しても、B教諭には「生徒の身体生命の安全のためには試合参加をボイコットしてでも落雷事故回避義務を尽くすべき法的責任があったと思われる」と述べる(なお、同評釈54頁下段に「……注意義務を怠ったと解すべきではないと思われる」とあるのは、「……解すべきと思われる」の誤りではないであろうか。そう読まないで文脈が通じない)。同『学校事故の法律実務Ⅰ』(前掲註1)570ノ5頁も、「主催者が競技大会を中止ないし中断しないというのであれば、生徒の競技への参加を拒否するぐらいの措置はとるべき」と述べる(本件の場合、B教諭はそもそも落雷の危険性が念頭に無いのであるから、無理な要求であるが)。
- (22) 平井一雄・前掲(註1)評釈[33頁]。事故当時、(旧)日本体育・学校健康センター法による補償制度は一応存在したものの、給付額が低すぎて救済にならない、との批判(たとえば前掲[註12]阿部泰隆『国家補償法』163頁など参照)があった。現在では、同法は「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」(平成14年12月13日号外・法律第162号)に代わり、災

害共済給付について同法15条1項6号, 同施行令(平成15年8月8日号外・政令第369号)3条1項, 同省令(平成15年10月1日・文部科学省令第51号)21条以下など参照。これらの法令については、『現行日本法規²⁰教育・文化(1)』(第一法規, 加除式)191ノ51頁以下, 191ノ121頁以下, 191ノ191頁以下, 抜翠であるが、『スポーツ六法2007』(信山社)138頁以下など参照。

- (23) 国家賠償法1条は, 本質的には「不法行為に基づく損害賠償責任」であるが, その「過失」の内容は「抽象的過失」すなわち「当該公務員に職務上要求される標準的な注意義務に違反すること」と考えられている[過失の客観化]。例えば, 原田尚彦『行政法要論[全訂第六版]』(学陽書房, 平17)283-285頁など参照。もしも, 本件のような場合に「高度の注意義務」が課せられるとしたら, それとの比較はどうなるのか, いま一つわかりにくいところである。

なお, 特に近年, 急速な積乱雲(雷雲)の発達により, 雷鳴や稲光が覚知される前に突然落雷する, 防止不可能の落雷事故の例が報告されている。これは, 地球温暖化と関連があるとも報じられている。週刊現代平成17(2005)年10月8日号176頁など参照。このような状況下では, ますます, 事故の事前防止は難しくなってくるであろうことが懸念される。